

つがる西北五広域連合病院事業の主要職員を定める規則

平成24年3月30日
規則第7号
改正 平成24年10月1日
規則第12号
改正 平成26年4月1日
規則第4号
改正 平成26年10月1日
規則第5号
改正 平成27年3月30日
規則第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条ただし書の規定により、任免する場合において広域連合長の同意を要するつがる西北五広域連合病院事業の主要な職員は次のとおりとする。

- (1) 院長、所長、副院長及び副所長の職にある職員
- (2) 病院運営局各課の課長以上（病院運営局各課以外の病院において、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号）で規定する行政職給料表（一）が適用される職員で課長相当職以上を含む。）の職にある職員
- (3) 看護局の看護師長以上の職にある職員
- (4) 薬剤局の薬剤部長以上の職にある職員
- (5) リハビリテーション局、診療画像情報局及び臨床検査局の技師長以上の職にある職員
- (6) 栄養管理局の技師長以上の職にある職員

（平成24規則12・平成26規則4・平成26規則5・平成27規則2・一部改正）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第12号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。